

# 人工透析装置関連機器に関する仕様書

## 1. 品名・数量

- 1) 多人数用透析液供給装置一式
- 2) 透析液溶解装置 A 剤用、B 剤用、一式
- 3) 配管工事一式

## 2. 納入場所

済生会鹿児島病院 2F 人工透析室 器械室

## 3. 納入期限

令和3年3月31日(水)まで

## 4. 機器構成

### (1) 構成内容及び数量

- ①多人数用透析液供給装置 20～30 床用×2 台
- ②透析液溶解装置 A 剤用、B 剤用 50 床～70 床用 各 1 台
- ③オンライン対応配管工事一式

## 5. 基本仕様

### I. 多人数用透析液供給装置は以下の仕様を満たすこと。但し、仕様以上の機種でも良い。

- I-1. 透析液濃度及びB液濃度を常時監視できること。
- I-2. ウィークリータイマー機能により消毒、洗浄、透析工程が設定できること。
- I-3. 電気系統トラブル発生時にバックアップ機能により透析液を作成し供給できること。
- I-4. 透析液供給能力は10～25L/min以上で、オンライン透析にも対応できること。
- I-5. タッチカラー大画面LCDを搭載していること。
- I-6. 透析液原液ライン(A原液、B原液)のフラッシング洗浄が可能なこと。
- I-7. 当院指定(日機装(株)製(DCG-02、DCG-03、DCS-73、DCS-100NX)の多用途透析監視装置と接続できること。
- I-8. 予備流量計を備え、緊急時には予備流量計を使用して給水流量を測定し、透析液の調整及び供給が可能であること。
- I-9. 自己診断機能を有し、透析開始前に自動で自己診断を実施すること。
- I-10. 2段階薬液消毒機能を有すること。
- I-11. 当該装置の際に透析装置までの配管及び信号線も新規に設置すること。
- I-12. 配管は対流の少ない形状、素材で、オンライン透析に対応していること。

### II. A粉末剤自動溶解装置は以下の仕様を満たすこと。但し、仕様以上の機種でも良い。

- II-1. 原液供給能力が約1,150mL/min以上で、オンライン透析にも対応できること。
- II-2. ウィークリータイマー機能により消毒、洗浄、溶解工程が設定できること。
- II-3. 濃度制御が電気伝導率による濃度フィードバック制御方式であること。
- II-4. 誤投入防止、の対策が講じられていること。
- II-5. 透析用水を加熱するヒーターを有すること。
- II-6. タッチ式カラー大画面LCDを有すること。
- II-7. 警報履歴、運転履歴、溶解履歴を記録・表示する機能を有すること。
- II-8. 多人数用透析供給装置と連動し、A原液供給ラインを自動洗浄/消毒できること。
- II-9. 洗浄時のA原液排気量を削減するためのレベル制御方式の切替機能を有すること。

II-10. 緊急時に緊急溶解できること。

III. B 粉末剤自動溶解装置は以下の仕様を満たすこと。但し、仕様以上の機種でも良い。

III-1. 原液供給能力が約 1,260mL/min 以上で、オンライン透析にも対応できること。

III-2. ウィークリータイマー機能により消毒、洗浄、溶解工程が設定できること。

III-3. 濃度制御が電気伝導率による濃度フィードバック制御方式であること。

III-4. 誤投入防止、の対策が講じられていること。

III-5. 透析用水を加温するヒーターを有すること。

III-6. タッチ式カラー大画面 LCD を有すること。

III-7. 警報履歴、運転履歴、溶解履歴を記録・表示する機能を有すること。

III-8. 多人数用透析供給装置と連動し、B 原液供給ラインを自動洗浄/消毒できること。

III-9. 溶解槽及び貯留槽の共に二次側に殺菌灯を有すること。

III-10. 洗浄時の B 原液排気量を削減するためのレベル制御方式の切替機能を有すること。

III-11. 緊急時に緊急溶解できること。

## 6. 機器納入・設置

- (1) 納入する機器は、全て未使用のものであること。
- (2) 納入するまでの間に装置の仕様変更やバージョンアップが生じた場合は、最新の仕様で引き渡すこと。
- (3) 納入する機器と入替に撤去予定である当院既設の医療機器がある場合は、撤去費及び撤去後に伴う費用を含むものとする。
- (4) 納入にあたっては、納入場所の所属長または、担当者の設置の指示等を受け、設置し、検収を受けること。
- (5) 納入にあたり、据付工事（電気・オンライン透析対応配管工事等の工事費一切）、設定およびシステム接続費用等が必要な場合は、納入者の負担とし、動作確認を持って完了とする。
- (6) 本装置が正常稼働するために必要な調整について、納入者の負担により責任をもって実施すること

## 7. 機器の保守

- (1) 納入日から 1 年間は機器の無償保証期間とし、機器が正常に稼働し、臨床上最適に使用できるように定期的な点検を実施すること。また、保証期間中に発生した故障等に係る点検、修理等の費用については保証の対象とすること。
- (2) 機器の故障時に迅速（概ね 24 時間以内）にサービスマンが来所できること。
- (3) 本装置の納入後、10 年間は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。

## 8. 検収事項

本装置を使用する、医師及び臨床工学士が操作方法を熟知し、確実に使用できるまで研修・技術支援を納入者の負担で責任をもって実施すること。